区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	二、三二〇円　二、〇九〇円　一、八六〇円　一、六二〇円　一、三九〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、六六〇円　二、三二〇円　二、〇九〇円　一、八六〇円　一、六二〇円
別記の第三区分に掲げる者	三、〇一〇円　二、六六〇円　二、三二〇円　二、〇九〇円　一、八六〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（農業災害補償法第百二十条の十四第一項第三号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第千六百七十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成三十年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

平成三十年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の規定により農林水産大臣が定めた区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一三、五七〇円　一二、二一〇円　一〇、八六〇円　九、五〇〇円（一四〇円）　八、一四〇円（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第一条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第四項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、一八、〇九〇円　一六、〇八〇円　一四、〇七〇円　一二、五七〇円　一〇、〇六〇円　八、五〇〇円　六、一二〇円）
	福島県の区域	四二、六七〇円　三八、四〇〇円　三四、一四〇円　二九、八七〇円　二五、六〇〇円
	北海道及び東京都の区域	三二、六一〇円　二九、三五〇円　二六、〇九〇円　二二、八三〇円　一九、五七〇円
二類	熊本県の区域	三六、四八〇円　三二、八三〇円　二九、一八〇円　二五、五四〇円　二一、八九〇円

○関東地方整備局告示第二百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月六日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	日立市石名坂町二丁目九四八番一地先から同市石名坂町二丁目九三九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月六日

	三類				四類				
宮崎県の区域	北海道及び東京都の区域	長野県の区域	長崎県の区域	熊本県の区域	北海道及び東京都の区域	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	福島県の区域	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	長崎県の区域	熊本県の区域	鹿児島県の区域
五四、四八〇円　四九、〇三〇円　四三、五八〇円　三八、一四〇円　三二、六九〇円	六二、六六〇円　五六、三九〇円　五〇、一三〇円　四三、八六〇円　三七、六〇〇円	一〇〇、五七〇円　九〇、五一〇円　八〇、四六〇円　七〇、四〇〇円　六〇、三四〇円	一七六、九〇〇円　一五九、二一〇円　一四一、五二〇円　一二三、八三〇円　一〇六、一四〇円	九〇、八二〇円　八一、七四〇円　七二、六六〇円　六三、五七〇円　五四、四九〇円	四二、六〇〇円　三八、三四〇円　三四、〇八〇円　二九、八二〇円　二五、五六〇円	八四、六四〇円　七六、一八〇円　六七、七一〇円　九、二五〇円　五〇、七八〇円	六四、五三〇円　五八、〇八〇円　五一、六二〇円　五、一七〇円　三八、七二〇円	四六、五七〇円　四一、九一〇円　三七、二六〇円　二、六〇〇円　二七、九四〇円	一〇一、〇二〇円　九〇、九二〇円　八〇、八二〇円　七〇、七一〇円　六〇、六一〇円	六四、九二〇円　五八、四三〇円　五一、九四〇円　五、四四〇円　三八、九五〇円	九八、八八〇円　七八、五一〇円　六八、七〇〇円　五八、八八〇円　四八、一四〇円